

平成 30 年 9 月 14 日

平成 30 年度「行政機関非識別加工情報」に関する提案の募集の公示

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度「行政機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国土交通大臣

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 44 条の 4 に基づいて、国土交通省が保有する個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、以下のとおりです。

1	監理技術者講習修了者ファイル
2	監理技術者資格者証交付者ファイル
3	管工事施工管理技士ファイル
4	建設機械施工技士ファイル
5	建築施工管理技士ファイル
6	浄化槽設備士ファイル
7	造園施工管理技士ファイル
8	電気工事施工管理技士ファイル
9	土木施工管理技士ファイル
10	建設業法第 15 条第 2 号ハに係る大臣認定者ファイル
11	建築基準適合判定資格者登録簿
12	土地区画整理士情報

13	防音工事助成ファイル
14	船員求職情報ファイル
15	船員求人情報ファイル
16	全国海事代理士名簿
17	出入管理情報システムに係る事業所ファイル
18	出入管理情報システムに係るP Sカード使用者ファイル
19	東京国際空港I Dカード管理ファイル
20	東京国際空港I Dカード管理ファイル
21	福岡空港ランプパス管理システム
22	福岡空港保安区域立入承認証(シール) 管理ファイル
23	福岡空港保安区域立入承認証交付者管理ファイル
24	北九州空港共通ランプパス管理簿
25	鹿児島空港ランプパス管理システム
26	鹿児島空港発行等処理システム
27	那覇空港制限区域立入承認証ファイル

なお、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)において、個人情報ファイル簿の概要が掲載されていますので提案の前にご確認下さい。

○ 電子政府の総合窓口 e-Gov 個人情報ファイル簿の検索

<http://gkjh.e-gov.go.jp/servlet/Ksearch?CLASSNAME=KJNMSTSEARCH>

【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第2条第9項第1号)。
- (2) 個人情報ファイルに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)による開示請求(情報公開請求)があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの(法第2条第9項第2号イ)
 - ② 行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの(法第2条第9項第2号)
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関非識別加工情報を作成することができるものであること(法第2条第9項第3号)。

3. 提案の主体(提案者の要件)

行政機関非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません(注1)。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 44 条の 6 の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注 2）。

- ① 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）若しくは独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ④ 法第 44 条の 14 の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 独立行政法人等個人情報保護法第 44 条の 14 の規定により同法第 2 条第 9 項（同条第 10 項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注 1）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案して下さい。

（注 2）上記に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者のほか、法第 2 条第 11 項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案することはできません。

4. 募集期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から 10 月 31 日（水）17 時まで

5. 提案の方法

（1）提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出して下さい。

○ 提案書類

① 提案書

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注 1）

② 添付書類

誓約書（上記 3. の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

行政機関非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（注2）

提案をする者の本人確認書類（注3）

委任状（代理人の権限を証する書面）（注4）

その他、必要と認める書類（注5）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<http://www.mlit.go.jp/appli/file000020-99.html>

（注1）法第44条の12第1項の規定に基づき、既作成の行政機関非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出して下さい。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注2）事業計画等、事業の内容及びその目的・効果等を具体的に説明した書類を添付して下さい。（様式自由）

（注3）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付して下さい。提案をする者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付して下さい。

（注4）代理人による提案をする場合に限りです。

（注5）その他、提案にあたり（又は提案書類提出後に）必要に応じて補正説明資料等を提出していただく場合があります。

（2）提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）

提案書類2部を提出して下さい。

（注1）持参による場合は9:30～12:00、13:00～17:00まで（土日祝日及び年末年始を除く。）

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして下さい。また、締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省総合政策局情報政策課（個人情報保護担当）

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 44 条の 6 各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則（注）第 11 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長が提案に係る行政機関非識別加工情報を作成する場合に当該行政機関の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

（注）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号）

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。（提案者が連名の場合はあらかじめ代表者を定めていただき、その代表者に審査結果を通知します。）

8. 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要な事項を記入して提出することにより、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

この場合、所定の手数料を納付していただきます。

また、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約書において、あらかじめ利用期間及び利用条件が定められることとなります。利用期間が終了した日以後は、当該行政機関非識別加工情報は利用してはならないこととなり、直ちに当該行政機関非識別加工情報を国土交通省に返却するとともに、返却する際は、提案者が保有・管理する記録媒体に保存した当該行政機関非識別加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができな

いように処理していただくこととなります。(ただし、当該契約が終了した後も、当該行政機関非識別加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は当該行政機関非識別加工情報の分析結果について、当該利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができます。)

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 国土交通省からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 国土交通省が作成・提供した行政機関非識別加工情報の著作権は国土交通省に帰属します。
- (5) 行政機関非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、ご了承下さい。

○ 提案に関する連絡先

国土交通省総合政策局情報政策課(個人情報保護担当)

電 話 : 03-5253-8111(内線)28-511